

指定認知症対応型共同生活介護 グループホームラルゴ 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人万裕会が開設するグループホームラルゴ（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）は、要介護者又は、要支援者であって認知症の症状があるものの、家庭的な環境のもと共同生活を送る事において、地域住民との交流や、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた地域環境での生活を維持できるよう支援するよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体などとの綿密な連携を図り、包括的ケアサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 グループホームラルゴ
- 二 所在地 高山市新宮町700番地45

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定認知症対応型共同生活介護を提供する。
- 二 計画作成担当者 1名（兼務）
計画作成担当者は利用者にかかる認知症共同生活介護計画の作成を行うと共に、自らも指定認知症対応型共同生活介護を提供する。
- 三 介護従業者 7名（うち1名は看護師）
介護従業者は利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を提供する。

（営業日及び営業時間等）

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 1年を通じて毎日営業する。

二 営業時間（サービス提供基本時間）
24時間

（利用定員）

第6条 当事業所における利用定員は、次のとおりとする。

- 一 定員 9名

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

高山市

（指定認知症対応型共同生活介護計画の作成）

第8条 事業所の計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症共同生活介護計画を作成する。

2 指定認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、以下の点に留意して行う。

- 一 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ認知症共同生活介護計画を作成する。
- 二 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮した認知症共同生活介護計画を作成する。
- 三 認知症共同生活介護計画では、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う事を記載する。
- 四 利用者が混乱なく従前の生活を送れるように、適切なサービスを提供することを踏まえ認知症共同生活介護計画を作成する。

（指定認知症対応型共同生活介護の内容）

第9条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練。
- 二 健康チェック、利用者の全身状態の把握

2 地域住民との交流の場を設け、社会性の維持に努める。

（指定認知症対応型共同生活介護の利用料）

第10条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された負担割合分の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

一 食事代 朝食300円、昼食500円、夕食550円

この食事代は、前日までに欠食の受付を受け、当日の取消しは、当該食事代の60%を徴収する。

二 宿泊費 48,000円（1カ月）

三 水道光熱費 13,500円（1カ月）

四 共益費 5,000円（1カ月）

五 施設維持管理費 20,000円（1カ月）

六 おむつ代 実費

七 おやつ代 150円（1日）

八 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（緊急やむを得ない場合に身体拘束を行なう際の手続き）

第11条 介護サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合には、その状態及び時間、その際の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するとともに、身元引取人等からの同意を得るものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただく。

一 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等中止する場合がある。

二 認知症共同生活介護はあくまでも他の利用者と共同生活を送ることが原則であり、共同生活を送ることに支障があると考えられる行動が見られた場合、利用の中止とする場合がある。

三 サービス利用料等の支払いが2カ月にわたりなされなかった場合は契約解除

とするものである。

四 長期間の入院、或いは傷病等で身体状況の著しい低下が見られ、共同生活を送ることが困難になった場合は利用を中止とすることがある。

（緊急時等における対応方法）

第13条 事業所の職員は、指定認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

（事故発生時の対応）

第14条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（苦情処理）

第15条 当事業所は、自ら提供した指定認知症対応型共同生活介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明する。

（非常災害対策）

第16条 指定認知症対応型共同生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

（運営推進会議）

第17条 当事業所の行う指定認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員及び認知症共同生活介護についての知見を有する者とする。

- 3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は指定認知症対応型共同生活介護活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

（虐待防止に関する事項）

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待の防止のための指針を整備する。
 - （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第19条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人万裕会理事会の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、令和 2年 2月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年 5月 1日に改定し施行する。
- この規程は、令和 5年11月 1日に改定し施行する。
- この規程は、令和 7年 4月 1日に改定し施行する。